

コンサルティング利用約款

この約款は、JMN壘天沼矛株式会社(以下「当社」といいます。)が提供するコンサルティングサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用条件を定めるものです。

本サービスを利用するお客様(以下「利用者」といいます。)が当社に対して本サービスの利用申込を行った時点で、この約款のすべての条項に同意したものとみなします。

第1条 (目的)

当社は、利用者の発展に寄与するため、本サービスを提供します。

第2条 (保証及び責任の範囲)

当社は、前条の目的を達成するため、本サービス及び付帯する業務を誠実に行う事を誓約します。

2. 利用者は、前条の目的を達成するために、利用者本人の協力が不可欠であること、及び本サービスが前条の目的の達成を無条件に保証するものではないことを理解しています。

第3条 (報酬及び支払)

本サービスの報酬額は、別途請求書にて提示します。

2. 利用者の依頼により必要となる、遠隔地出張等の経費は、利用者の負担とします。
3. 利用者は、本条に定める報酬を、請求書に記載された期日(原則3か月以内とします。)までに、指定の銀行口座へ振込により支払うものとします。なお、振込にかかる手数料は利用者の負担とします。
4. 前項の振込をもって、利用者当社との間に、本サービスの利用と提供に関する契約(以下「本契約」といいます。)が成立したものとします。

第4条 (契約の不成立)

前条に定める報酬の振込をもって、利用者当社との間に、本サービスの利用と提供に関する契約(以下「本契約」といいます。)が成立したものとします。

2. 利用者が、前条に定める報酬を、同条第3項に定める期日までに支払わなかった場合には、本契約は成立しなかったものとします。この場合、当社と利用者との間には、一切の債権債務が存在しないことを確認します。

第5条 (サービス提供期日)

本サービスの提供期日は、原則として、第3条に定める報酬の支払い後1か月以内とします。

2. 前項に定める提供期日は、相談内容の複雑さその他の要因により、延期される場合があります。

第6条 (契約の解除)

次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は、何らの通知または催告なく、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が提示した情報に虚偽の事項その他不誠実な事実が判明し、分析が不可能と判断されたとき
 - (2) 利用者が第8条に定める反社会的勢力であると判明したとき
2. いずれの当事者も、その相手方について次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、何らの通知または催告なく、本契約を解除することができます。

- (1) 監督官庁より営業停止、営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
- (2) その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始の申立てがあったとき、もしくは清算手続に入ったとき
- (3) 手形または小切手の不渡り処分を受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
- (4) 支払停止または支払不能の事由を生じたとき
- (5) 解散の決議(法令による解散を含む。)をしたとき

第7条 (損害賠償)

前条の規定によって本契約を解除した当事者は、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しないものとします。

2. 前条の規定によって本契約を解除した当事者は、その相手方に対して、解除によって生じた直接の損害について第4条に定める報酬金額を上限として賠償請求をすることができます。

第8条 (反社会的勢力との関係排除に関する保証)

本契約において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」といいます。)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)
- (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるものまたは暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいいます。以下同じ。)
- (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいいます。)
- (5) 総会屋等(総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。)
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。)
- (7) 特殊知能暴力集団等(暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいいます。)
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - (ア) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - (イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - (エ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (オ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

2. 利用者は、当社に対して、次の各号に定める事項を表明し、保証します。

- (1) 自己及び役員その他経営に携わるもの(以下「役員等」といいます。)が反社会的勢力ではない、ま

た反社会的勢力でなかったこと

- (2) 自己及び役員等が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
- (3) 自己及び役員等が、反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
- (4) 自己及び役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- (5) 自己及び役員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的言辞、詐欺的言辞もしくは暴力的行為、及び法的責任能力を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損しないとともに、相手方の業務を妨害しないこと
- (6) 出資者または融資者等、自己の経営を実質的に支配する者が反社会的勢力でないこと、及びそれらの者が反社会的勢力と何ら関係もないこと

第9条（報告義務）

いずれの当事者も、本サービスの遂行に影響を及ぼし、または支障を生じるおそれのある事項の発生を知った場合、その帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに相手方に報告し、今後の対応方針についての協議を行なうものとします。

第10条（権利の帰属及び成果物の利用）

本サービスの遂行過程において当社が作成し、利用者に提出する回答書その他の書面等（以下、「本件成果物」といいます。）に対する著作権、及びそれらに含まれるノウハウ、コンセプト、アイデアその他の知的財産権は、すべて当社に帰属します。

2. 当社は、本契約第11条の秘密保持契約に違反しない限度で、本件成果物、自他及びこれに含まれるノウハウ、コンセプトまたはアイデア等を、利用者以外の第三者に対する本サービスと同一または同種の業務の遂行に使用することができます。
3. 利用者は、本件成果物及びこれらに含まれる情報を、利用者の社内においてのみ利用することができます。なお、本件成果物の社内利用における改編は自由とします。
4. 利用者が、本件成果物の複製またはこれらに含まれる情報を第三者に対して提供もしくは公表する場合には、本契約終了後といえども、事前に当社の承諾を得るものとします。

第11条（機密保持）

いずれの当事者も、相手方によって開示されたまたは本契約の履行ないし本サービスの遂行過程で取得された相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示してはいけません。

2. 前項により課された秘密保持義務は、以下の情報については適用されないものとします。
 - (1) 相手方による開示または提供以前に、公知となっている情報
 - (2) 相手方による開示または提供の時点において、すでに自己が所有していた情報
 - (3) 相手方による開示または提供の後に、自己の契約違反、不作為、懈怠または過失等によらずに公知となった情報
 - (4) 相手方から開示または提供されたいかなる情報にもよらずに独自に開発した情報
 - (5) 何らの秘密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得または開示された情報
 - (6) 法令により開示することを義務付けられた情報
3. 前項各号に定める場合のほか、本件成果物またはこれに含まれる情報については、本約款第11条の定

めによるものとします。

4. いずれの当事者も、本条において秘密とされた情報について複製を作成しようとする場合には、相手方の事前の承諾を得るものとします。
5. いずれの当事者も、本契約が終了した場合には、第1項及び第2項によって秘密とされた情報及び前項のもとに作成されたそれらの複製を遅滞なく相手方に返還するものとし、もし、物理的な返還が不可能な状態で保管されている情報がある場合には、相手方の指示に従って、それらの情報を破棄しなければなりません。
6. いずれの当事者も、本契約が終了した場合には、第1項及び第2項によって秘密とされた情報をいかなる方法によっても使用することはできません。
7. 本条による秘密保持義務は、本契約第4条に基づき不成立となり、または第5条に基づき終了し、あるいは第6条に基づき解除された後も存続するものとします。

第12条 (協議事項)

本契約に定めのない事項、または解釈に疑義が生じたときは、法令に従うほか、当事者間で誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとします。

第13条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属管轄裁判所とします。

平成26年6月9日

東京都台東区蔵前2-3-3 E'Sビル2F
JMN墾天沼矛株式会社
代表 加藤光義